

平成23年2月23日

写

自治基本条例の無効を求める陳情書

生馬市議会議長

中谷尚敬様

自治基本条例の無効を求める陳情書について

要旨

自治基本条例は市民の定義が法的に不適當で生駒市に住所を持つ日本国民の生駒市に対する主権を侵害するものです。

故に自治基本条例の無効、若しくは同条例第一章第二条の(1)市民の定義を「市内に住所を有する日本国民」のみに限定し、同条例45条3号の「投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。」という条文を削除する事を求めます。

理由

はじめに、自治基本条例第一章第二条1号に定められた市民の定義はその解説において地方自治法上の住民やそれ以外でも市内に勤務・通学している人、市内で市民活動や事業活動を行っている個人や団体が含まれるとされており、世界のどこの誰であろうと生駒市で何らかの活動をすればそれだけで生駒市の主権者である市民になれるという市民権の安売りのようなものとなっています。この書類に署名している人の中にも生駒市以外に住む人々がありますが、自治基本条例が施行され機能している以上は、彼らも生駒市で活動する生駒市民であり、条例で認められた生駒市の主権者であるため、まちづくりに主体的に参加する権利があります。しかし、果たしてこれは善い事なのでしょうか？ 本来ならば生駒市のまちづくりは生駒市に住む日本人によって行われるべきで、少なくとも生駒市に住所を持たず、生駒市の未来に責任を持つ必要のない人たちがまちづくりに口を挟むべきでは無い筈です。しかし、現実にはそれが許される条例が存在し、市民投票という形で外国人参政権付与さえも行おうという働きがある以上、生駒市に住所を持たなくとも生駒市の幸福な未来を願う生駒市民から生駒市に住み生駒市の未来を引き受ける生駒市民の為のものとして、僭越ながらこの嘆願を提出させていただきます。

ルソーやロックのいうように、主権というものは分割できないものですので、生駒市の地域主権とは日本国の主権の一部である生駒地域の主権であり、生駒市の主権者は当然、日本国民であり、日本国民でない住民は主権者ではありません。大和郡山市の自治基本条例でも市民の定義に外国人等が含まれていますが、こちらはきちんと主権者と市民を区別しました。

そして、自治基本条例第45条3号の「投票資格者を定めるに当たっては、定住外国人及び未成年者の参加に十分配慮しなければならない。」という条文は明らかに投票権を通して外国人参政権付与を行おうとする条文であります。

地方自治法第二章では「日本国民たる普通地方公共団体の住民」という書き分けがされているように住民の中でも日本国民とそれ以外の住民を区分けしており、両者の権利は明確に区別されています。こうした法律上の明確な区別があるにも関わらず自治基本条例では同じ市民という括りにされ、この市民投票条例では外国人にも投票権を与えてしまっています。これは実質的な外国人参政権付与であり、基礎自治体の裁量の範疇を逸脱しています。

投票権は議員や首長を選ぶための選挙権では無いから参政権では無いという弁明もありますが、地方自治法第74条第五項のような同じ直接民主制的制度であってもその権利が日本国籍を有するものに限定されているように、生駒市の市民投票への投票権もれっきとした参政権の一つであり、投票権は本来、日本国民に限られるものなのです。

例え他の条例で市民の権利的区別を行うとしても、条例の憲法とも言われる自治基本条例で定められた市民の定義である以上、何らかの形で悪用されかねません。

以上の理由から要旨を嘆願するものであります。

